

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(1) 「家」の廃止を中心として

WADA, Mikihiko / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

94

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

51

(終了ページ / End Page)

66

(発行年 / Year)

1997-03-21

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006485>

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（一）

——「家」の廃止を中心として——

和田 幹彦

序章

第一節 本稿の対象

第二節 課題の限定

第三節 「家」制度と憲法・民法・戸籍法の相互関係

第四節 史料状況と先行研究

第五節 新史料

第六節 本稿の位置付け（以上本号）

第一章 憲法二四条成立過程と民法・戸籍法の「家」制度

第二章 民法改正過程

——戸籍法改正過程に先行した民法上の「家」廃止方

針決定の予備的考察——

第三章 戸籍法改正過程の諸段階

第四章 「家」制度廃止を起因とする戸籍法改正

——「第一の流れ」——

第五章 人口動態統計の精密化・プライバシー保護を起因とする戸籍法改正

——「第二・第三の流れ」——

結章

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（一）（和田）

序 章

第一節 本稿の対象

本稿では、戦後占領期の戸籍法改正過程の解明を課題として取り上げる。また、民法改正に於ける「家」制度改廃方針の決定過程も、後述の通り限定的・重点的に考察する。具体的には、一九四六年二月以後の憲法改正過程から、一九四七年（昭和二十二年）一二月の民法・戸籍法（及び戸籍法施行規則）改正に至る過程を対象として扱う。^{（以下、}「民法改正」「戸籍法改正」とは基本的にこの時期の改正を指す。但し、民法については、第二章の序に於いて述べる通り、一九四六年九月までを重点的に扱う。）

占領期の戸籍法改正の動きは、大別して次の三つの要因に規定され、各々に対応する「流れ」が存在したとみることが出来る。

第一に、法的「家」制度廃止。

第二に、人口動態調査・統計の精密化。

第三に、プライバシーの権利の保護。

このうち、戸籍法の根本的・全面的改正を要請したのは、言うまでもなく第一の「家」制度廃止の流れである。第二の人口動態調査・統計の精密化の流れは、結果的には戸籍法よりも戸籍法施行規則の改正を要請することとなった。また、第三のプライバシーの権利の保護の流れは、第二の流れと拮抗しつつ、限定的・先駆的な改正及びその試みにとどまった。

本稿では、戸籍法改正過程の「三つの流れ」全ての簡潔な時系列の描写は第三章でまとめて行う。その上で、改正の程度に鑑み、第一の「家」制度廃止の流れを最も大きく取り上げ、第一・二・三・四章で扱う。特に第三節で述べられるように、第一章の憲法二四条成立過程、第二章の民法改正過程は、戸籍法改正の「第一の流れ」にとって密接不可分かつ本質的な先行過程であるため、(その限りで限定的かつ)重点的に考察しておく。

第二の人口動態調査・統計の精密化と、第三のプライバシーの権利保護の流れは、相互に拮抗することもあり、併せて第三・五章で扱う。

第二節 課題の限定

次に、課題を限定しておく。

立法史・法改正史の解明にあたっての作業設題としては、網羅的ではないが、

- (1) 史料の発見・特定・整理⁽²⁾
- (2) 法改正過程の動的力学関係 (Dynamics) 即ち「(何時)誰が、何を、如何なる(第一次的)理由・背景の下に、決めたのか」の考察⁽³⁾

(3) 改正内容の出自・源の考察 (他の法「体系」圏からのものか否か)

(4) 異なる法制度の(法改正段階での)受容/非受容の要因の考察 (2)と当然関連)

(5) 改正法の、改正後の現実の法実務・社会生活での受容の考察

がある。本稿では、比較的多量に互る新史料を取り上げて実証的側面に重点を置き、民法・戸籍法改正過程で、ま

ず(一)、及び(二)の「誰が、何(改正の実体)を、決めたのか」の究明に課題を限定する。(三)(四)の面は若干補うが、これらは(五)と共にその全貌解明は今後の研究課題とする。

第三節 「家」制度と憲法・民法・戸籍法の相互関係

本稿の課題の整理のため、また本稿にとって何が先行研究となるのかを見るために、本稿の主要な対象となる「家」制度と、憲法・民法・戸籍法の相互関係を簡単に考察しておく。

先ず占領開始時点までの「家」制度¹⁾なるものの全体像を、一定の規範・価値体系・行動様式の総体と仮定しておく。この「家」制度を、法的に、民法によって規定・構成されている部分、戸籍法により規定・構成されている部分、その他の法規により規定される部分、とに重複させつつ分別する。

占領期の「家」廃止を中心とする戸籍法改正は、第一に、憲法の主として二四条が民法上の「家」制度の改廃を规定的に促し、更にこの民法上の「家」廃止と密接に関連する限りで、戸籍法上の「家」廃止を规定的に促した、という面がある。第二に、しかし、民法上の「家」改廃からは導き出されない戸籍法特有の「家」改廃が如何に行われ試みられたか、という面もあることに留意せねばならない。

第一の面では、戸籍法改正が、憲法・民法の改正により規定されるので、「誰が何を実質的に決めたのか」を知るためには、憲法・民法の改正過程に立ち入る必要がある。即ち、憲法二四条が、直接に民法中の「家」改廃を促し、この延長上にある戸籍法中の「家」改廃が、戸籍法改正の「第一の流れ」であり、これが考察の対象となる。

第二の面は、結果的に法改正過程に於いては憲法・民法とは無関係に戸籍法改正そのものに現れて来た。「家」制

度のうち、民法とは別個に、戸籍法のみが規定・構成する部分である。具体的には人口動態統計の精密化・プライバシーの権利保護を起因とする戸籍法改正である「第二・第三の流れ」が考察の対象となる。（こうした改正と「家」制度との連関の詳細は、第五章の「序」で述べる。）

第四節 史料状況と先行研究

次に、史料状況と先行研究を概観・整理しておく。詳細は各章で適宜述べることにする。

まず、「第一の流れ」については、戦後占領期の法的「家」制度廃止過程の全体像を、憲法・民法・戸籍法も含めて解明した研究は現在まで出ていない。

憲法改正過程については周知の如く、一次史料の整理も含め、数多くの研究がなされ、概要は判明している。ただ、憲法二四条の詳細成立過程については、本稿で若干補い得るところがあったかと思われる。

民法改正過程については、一方で、改正法の内容を論ずる研究が、史料の公表に先行した。これらも本稿と密接な関連がある。本稿末尾「付表 文献リスト」（以下単に「付表」と記す）の、「民法改正関連」中の来栖、西村論文はもとより、民法改正要綱・改正法案の起草委員であった我妻榮・中川善之助によるもの、そして牧野英一、中田薫、川島武宜によるものがそれである。他方で、史料については、付表の「民法改正関連」の我妻榮編纂『戦後における民法改正の経過』（以下、本稿末尾の略語表の通り「経過」と略す）に於いて一九五六年に重要な史料が、公表された（主に一次史料だが、二次史料である一九五四・五五年の座談会記録も重要。若干ながら戸籍法改正に関する史料も含まれている）。この『経過』刊行と同時並行で進められ、後に『経過』をも踏まえて公表された貴重な研究が、

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（一）（和田）

唄孝一と竹下史郎による一九五七年の「新民法の成立」(略語表参照、付表「民法改正関連」にも掲げた)であり、これは日本側とGHQ側の起草・改正関係者に直接インタビューを行った(二次的)史料をも含む。その問題関心は「社会的経済的考察をするには、あまりにも準備不足であるわれわれは、「……」⁽⁶⁾ 第一步を当該民法改正の立法過程におけるもろもろの意見および力の動きの考察によって試み」⁽⁶⁾ ということなので、本稿の問題関心は基本的にこれと同一の機軸上にある。さらに、付表「民法改正関連」中の渡辺洋三、利谷信義、依田精一、カート・スタイナーによる先行研究は、憲法と関連付け、家族政策・農地政策などの一環としての民法改正を扱うものである。殊にスタイナー論文は日本側とGHQの関係を主要な問題の一つとしており、本稿もこの問題関心を共有している。ただ、GHQの内部文書の一次史料の内、民法・戸籍法改正に最も深く関係したGS(略語表参照)の文書の大半は、その後GSの関連部署が機構改革でLS(略語表参照)となったため、LSの文書として整理されている。これは一九八七―八八年に初めて日本国内でアクセスが可能となったため、日本側の研究では僅かしか参照されていない。また、スタイナーの論文は、これらのGHQ内部文書を散発的に参照したのみで、かつ日本語史料の参照が不十分なことから、民法上の「家」廃止方針決定にあたり、「誰が何を決めたのか」は解明されなかった、と言える。⁽⁷⁾

尚、民法改正と関連の深い家事審判法の成立過程については、堀内節の大部の二著、⁽⁸⁾ 『家事審判制度の研究』 『続家事審判制度の研究』がある。これらに所収の一次史料は、民法改正過程に関するものが多く、参考になる。また、二著のうち前者は、民法改正過程を相当詳細に叙述し、戸籍法改正過程もある程度紹介した上で、起草委員・GHQによる改正作業自体を手厳しく批判している。⁽¹⁰⁾ 堀内による批判は、既述の他の先行研究と同様にGHQの内部文書(及び戸籍法については、以下に述べる一九八二年以後に日本で公表された一次・二次史料)を参照し得なかった

めもあるとは言え、的外れとも思われる部分があるが、一次史料整理・改正過程紹介の部分は参考となる。

以上の憲法・民法改正過程に連なる「第一の流れ」の戸籍法改正過程であるが、先ず、一次史料は当初『経過』で戸籍法改正要綱案が公表されたのみであった。改正法案のごく一部と、GSとの交渉記録が公表されたのは一九八二—八三年であり（付表「戸籍法改正関連」中の「現行戸籍法立法関係資料Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ補遺」「戸籍」誌に連載）、また当時の戸籍法改正の直接関係者による回顧の座談会が行われたのも、その記録が公刊されたのも一九八二年であった（付表「戸籍法改正関連」中の「現行戸籍法の歩み 第一回 座談会Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「戸籍」誌連載）。これらの史料・文献を参照した研究は、管見によればごく僅かであり、かつ戸籍法改正過程の極めて限定的な部分に言及するにとどまっている。（詳細は三・四・五章参照。他方で、改正後の戸籍法の内容に関する文献は、実務家向けも含め、改正に直接関わった青木義人によるもの（付表「戸籍法改正関連」参照）を始めとし、多々ある。）

次に、人口動態統計精密化のための戸籍法改正の「第二の流れ」は、同時に後述「第三の流れ」とも関連するが、戸籍法関連の文献にはごく僅かに付随的に取り上げられているのみである。本稿では、統計・人口動態調査及びその発展史関連の文献は未調査であるものの、戸籍法改正史の一端としてこの側面を正面から取り上げたものは、管見の限りでは見あたらない。（詳細な調査は今後の課題としたい。）

最後に、プライバシーの権利保護の「第三の流れ」のうち、殊に戸籍簿の公開原則をめぐる戸籍法改正全般については、その後一九七六年の戸籍法改正で公開原則が制限されたことに関連し、同年前後に若干の研究がなされている。しかし、占領期の改正過程中のプライバシーの権利保護の試みについては、殆ど言及されていない。これは、一九八二年に初めて公表された前出の『戸籍』誌中の史料、殊に一次史料である「戸籍法/公談録」（略語表参照）のGS

と司法省の会談（プライベートシーの権利保護につき交渉された）記録が参照され得なかったためであろう。一九八二年より後の研究についても状況はほぼ同様と見受けられる。

第五節 新史料

以上の史料・研究状況の中で、本稿が新たに取上げた史料を整理しておく。

(1) GHQ側史料

まず、GHQのうちGS・PHW・CI&E（後二者も本稿末尾の略語表参照）の三セクションの内部文書の一次史料を、憲法は二四条に絞り、民法・戸籍法は改正過程全般に互り、可能な限り調査した。更に、二次的史料となるが、当時のGSの課長で後に次長となったチャールズ・L・ケイデイス（Charles L. Kades）と、憲法草案（所謂「マッカーサー草案」）の人権の章の起草担当者であったベアテ・シロタ（現姓ゴードン：Beate Sirota Gordon）に⁽¹²⁾対し、和田が直接行った、公表を前提としたインタビュー（一九九三年四月五月）⁽¹³⁾で補足した。

(2) 日本側史料

まず、一次史料としては、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵の所謂「我妻文書」の中に発見された未公刊の戸籍法改正諸草案と、一九八二年に『戸籍』誌上で公表された他草案・GSとの交渉記録を、参照した。更に、二次的史料となるが、民法・戸籍法改正過程について、共に当時の草案起草幹事であった、故川島武宜教授と、東京大学法学部来栖三郎名誉教授への直接インタビュー（順に、一九九一年五月六月、一九九〇年一月）⁽¹⁴⁾で補足した。（以上、すべて詳細は次号以下に譲る。）

また、一次史料としては、全面的な調査は未だ行っていないが、当時の民法改正作業に於いて事務局的作用を果たしていた「民法調査室」の一角であった小俣喜一郎が収集・綴っていた「小俣文書」⁽¹⁵⁾中の民法・戸籍法改正関連史料・諸草案（本文書にしかない重要な一次の史料はないものと見受けられる）も補充的に参照した。更に、二次的史料としては、唄／竹下「新民法の成立」（略語表参照）執筆に際し、竹下が一九五三―五四年に行い、同論文に多く引用されている民法改正の直接関係者へのインタビュー（一部分は唄・竹下両者による）の記録（竹下の手書きメモ）をも、参照している。⁽¹⁷⁾

以上を利用しつつ、民法改正に於ける「家」改廃方針決定過程と、戸籍法改正過程の解明を試み、「誰が何を決めたのか」を考察した。

第六節 本稿の位置付け

本稿は、先行研究との関係では、以下のように位置付けられるかと思われる。

第一に、時間軸に沿う方向で言えば、戦後占領期の戸籍法改正過程を手を付けていなかった四点、（一）改正諸草案の特定・整理・検討、（二）GHQとの交渉過程の日本側史料の検討、（三）同じくGHQとの交渉過程に関するGHQ側史料の特定・整理・検討、（四）国会における戸籍法改正案審議の検討、を行おうとするものである。

第二に、時間軸に対し横に切る断面で言えば、戦後占領期のGHQ主導の法制度改革のうち、民事法（特に民法）改正過程の研究を更に一歩進める形で、戸籍法改正過程の全体像を描こうとする試みである。⁽¹⁸⁾これにより、法制度改革の中でのGHQの影響と日本側が果たした役割を、（先行業績によってかなりの程度明らかになっていた）憲法二

四条の成立、(従来部分的な解明にとどまっていた) 民法改正、及び戸籍法改正に於いて明らかにしようとする。換言すれば、先行研究では詳論されなかった戸籍法との関連での「家」制度廃止過程の一部分を重点的に究明しようとするものである。⁽²⁰⁾

略語表

(1) GHQの部局の略語

C I & E Civil Information and Education Section (通常、「民間情報教育局」と訳される)

G S Government Section (通常、「民政局」と訳される)

L S Legal Section (通常、「法務局」と訳される)

P H W Public Health and Welfare Section (通常、「公衆衛生福祉局」と訳される)

(2) 引用・参照文献の略語

『経過』

唄／竹下「新民法」

我妻榮編『戦後における民法改正の経過』日本評論社、一九五六年

唄孝一／竹下史郎「新民法の成立」講座 家族問題と家族法Ⅰ 酒井書店、一九五七年

『第二章 立法過程における法字者の役割——三つの立場のせめぎあい——』の表題で、唄孝一

『家族法著作選集 第一巻 戦後改革と家族法——家・氏・戸籍』日本評論社、一九九二年に再

録

『戸籍法／会談録』

『現行戸籍法立法関係資料Ⅲ』『戸籍』四五八号(一九八二年二月)三五—五五頁

『戸籍法／座談会Ⅰ』

『座談会 現行戸籍法のあゆみⅠ』『戸籍』四五五号(一九八二年九月号)三四—四七頁

附表 文献リスト（本文中で言及した順——概ね初出時に従い時系列だが、同著者によるものはまとめて列挙した）

以下は、本文「序章」で先行研究について述べるためにのみ作成された例示的なりリストであって、網羅的なものでは全くない。
詳細な参考・引用文献は、各章注を参照されたい。

（一）民法改正関連

米栖三郎「学界展望 民法」『私法』第一卷、一九四九年

西村信雄「戦後日本家族法の民主化 上巻」法律文化社、一九七八年「初出『立命館法学』」〔二〕—〔三〕として、一九五二—五四年

我妻榮編「戦後における民法改正の経過」日本評論社、一九五六年

我妻榮「変遷の回顧 総説」ジュリスト一〇〇号「戦後法制の変遷 回顧と展望」一九五六年「二月二五日号」

中川善之助「民法改正案意見書」異見」『法律タイムズ』第七号、一九四七年

中川善之助「変遷の回顧 身分法」ジュリスト一〇〇号「戦後法制の変遷 回顧と展望」一九五六年「二月二五日号」

牧野英一「民法の改正と家族主義」『法律新報』第七四〇号、一九四七年一月号

牧野英一「家族生活の尊重」有斐閣、一九五四年

中田薫「わが家族制度の沿革」『法律新報』第七三三号、一九四六年一月・二月合併号

中田薫「民法改正と家族制度」『法律新報』第七四二号、一九四七年二月号

川島武宜「日本社会の家族的構成」『川島武宜著作集第一〇巻 家族法Ⅰ』岩波書店、一九八三年「初出、一九四六年」

川島武宜「新憲法と家族制度——民法改正要綱を中止として——」『川島武宜著作集 第二二巻 家族法Ⅱ』岩波書店、一九八六年「初出、一九五〇年」

川島武宜「イデオロギーとしての『家族制度』」『川島武宜著作集第一〇巻 家族法1』岩波書店、一九八三年〔初出 一九五七年〕但し、内容上は一九四八―五〇年に初出

咽孝一「家族制度―民法改正史の一瞥」『思想』三四八号、一九五三年

咽孝一／竹下史郎「新民法の成立」『講座家族問題と家族法1 家族』、酒井書店、一九五七年

咽孝一「戦後の民法改正過程における『氏』」日本法社会学会編『家族制度の研究(下) 理論と實態』有斐閣、一九五七年

咽孝一「民法改正」『法律時報 臨時増刊 創刊五〇周年記念 昭和の法と法学』一九七八年二月

(以上の咽論文はすべて、咽孝一『家族法著作選集 第一巻 戦後改革と家族法―家・氏・戸籍』日本評論社、一九九二年に再録されている。)

渡辺洋三「戦後の家族制度論争」同『法社会学と法解釈学』岩波書店、一九五九年

利谷信義「農地資産相続特例法とGHQ」『社会科学研究』第二六卷三・四合併号、一九七四年

利谷信義「家族制度論争」小林直樹／水本浩編『現代日本の法思想』有斐閣選書、一九七六年

利谷信義「戦後の家族政策と家族法―形成過程と特質―」福島正夫編『家族 政策と法 1 総論』東京大学出版会、一九七七年

利谷信義「戦時体制と家族―国家総動員体制における家族政策と家族法―」福島正夫編『家族 政策と法 6 近代日本の家族政策と法』東京大学出版会、一九八四年

利谷信義「我妻先生とGHQ」咽孝一『家族法著作選集 第一巻 戦後改革と家族法―家・氏・戸籍』付録「月報3」、日本評論社、一九九二年

依田精一「戦後日本の社会改革―家族制度改革を中心として―」有地亨他編『家族の法と歴史 青山道夫博士追悼論文集』法律文化社、一九八一年

依田精一「戦後家族法の改正と『家族制度』の廃止」森泉章編『現代民法学の基本問題 内山尚三・黒木三郎・石川利夫先生還暦記念』下、第一法規出版、一九八三年

Kurt Steiner, "The Occupation and the Reform of the Japanese Civil Code", Robert E. Ward and Yoshikazu Sakamoto (eds.), *Democratizing Japan: The Allied Occupation*. University of Hawaii Press, Honolulu, 1987.

(同論文の和訳が、カート・スタイナー、田中英夫訳「占領と民法典の改正」坂本義和/R・E・ウォード編『日本占領の研究』東京大学出版会、一九八七年)

(2) 戸籍法改正関連

青木義人/平賀健太他「現行戸籍法の歩み 第一回 座談会Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「戸籍」第四五五、四五六、四五七号、一九八二年
 「現行戸籍法立法関係資料Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ補遺」「戸籍」第四五五、四五六、四五八号、一九八二年、四六五号、一九八三年
 青木義人「回顧と展望 戸籍制度」「ジュリスト」一〇〇号「戦後法制の変遷 回顧と展望」一九五六年「二月一日号」

(1) 本稿全体の内容を圧縮したものと、抽稿「戦後占領期の民法・戸籍法改正——『家』の廃止とその限界」「法社会学」第四八号(一九九六年三月)、二〇九—二一四頁がある。また、やはり本稿全体と同旨を論じつつ、必要最低限ながら重要な史料の典拠も含めた注を付したものが、Mikihiko Wada, "Japanese Family Law Reform during the Postwar Occupation: Was the 'House' (ie) Abolished?" SUBTHEME (N), *The Proceedings of 1995 Annual Meeting, Research Committee on Sociology of Law, International Sociological Association. Papers, Section Meetings V*, edited by Japan Committee for the RCSL 95, 1995 [全巻の通し頁番号はなごが、抽稿限りのpp. 1—16の頁番号あり]である。(ほぼ同一の論旨を同じく英文で丁寧に詳しく論述した抽稿が近々*Law in Japan*, Vol. 26に掲載予定)

また、民法・戸籍法中の「家」改廃をめぐるGHQ内部文書全般につき、抽稿「学界展望 日本近代法史 GHQ文書」「国家学会雑誌」第一〇八巻一・二号(一九九五年二月)、二五二—二五四頁を参照。

(2) 本稿で扱う「史料」には、第一に、法改正過程の直接かつ同時的な産物である改正要綱・改正草案や、これらを審議した議会ほか

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(一)(和出)

の審議体の議事録がある。第二に、法改正過程の直接関係者が、当時を回顧する座談会・インタビュー等の記録がある。この二者は、法改正過程を説明するための史料としての価値・精確性に差異があり、「史料」として同列に扱うことは出来ない。また、抑々後者を「史料」と見なすべきか、についても見解の相違があろう。本稿では、右の点を留保しつつ、史料・文献に言及する際に、その質的差異に注意を喚起するため、単に便宜的表現な方法として、前者を「二次(的)史料」、後者を「二次(的)史料」とすることがある。その上で、「二次文献」という用語はなるべく避ける。が、敢えて(本稿末尾のリストの如く)「二次文献」というときは——これも必ずしも一般的な用語法ではないが、単に右の「史料」との関連を明確化する目的のために——前者・後者双方を併せた「史料」を指すものとする。

(3) 無論、静的なEFG(即ち、与えられた状況下では「如何に決めざるを得なかったか」なる面にも留意する必要がある。

(4) 凶解は敢えて避けるが、「家」制度を、(a) 民法によって規定・構成されている部分 (b) 戸籍法により規定・構成されている部分 (c) その他の法規により規定される部分 (d) 法規によらない部分 に分別すると、以下の「第一の流れ」で扱うのが、(a) (b) が重複する部分、「第二・三の流れ」で扱うのが、(b) のうち (c) と重複しない部分である。枠組みの整理として付け加えておけば、(c) のうち (a) と (b) とも重複しない部分、つまり民法・戸籍法以外が規定する「家」制度の例としては「隣組」が、(d) の例としては「教育勅語」を挙げることができよう。

(5) 「新民法の成立」三六八頁。

(6) その事情は、拙稿「学界展望 日本近代法史 G H Q 文書」(注一)中の段落「二」を参照されたい。

(7) 民法改正過程の研究一般に関し、国内の研究状況及び残された課題については、利谷信義「家族制度論争」小林直樹/水木浩編『現代日本の法思想』有斐閣、一九七六年、一六六―一七四頁を参照。また、一九七八年段階での、民法改正過程の研究に残された課題を整理した一文、唄孝一「民法改正」『法律時報』五〇巻一三号(一九七八年)『家族法著作選集 第一巻 戦後改革と家族法——家・氏・戸籍』日本評論社七九・九五頁に、「第三章 二〇年を経て顧みる改正過程——我妻先生への架空質問状——」として再録も参照。共に年代は若干廻るが、研究状況にはその後さほど変化はないようである。

(8) 堀内節「家事審判制度の研究」『続 家事審判制度の研究』双方とも中央大学出版社、順に一九七〇年、一九七六年。

(9) 前注の前者の一〇三五―一〇四三頁、後者の一〇五六―一〇七頁(こちらは第二章の関連法参照)。

(10) 同書三二八―二九六頁の、「第五 新憲法の要請による民法改正と家事審判制度」本文、及びそこに示された(同書所収の)一次史料。

- (11) 同書の評価・問題点の詳細は、本稿第二章、序の関連注参照。
- (12) 検索・調査の可能性の詳細は、拙稿「学界展望 日本近代法史 G H Q 文書」(注1)を参照。
- (13) 拙稿「元G H Q 民政局次長 故チャールズ・L・ケイティス氏へのインタビュー(一九九三年)——憲法二四条の成立と、民法・戸籍法の「家」制度の改廃過程——」『法学雑誌』九四巻二号(一九九七年一月)、一三三—一五八頁参照。本文にケイティスへのインタビューを収録し、注においてその内容を批判的に検討し、かつシロタへのインタビュー内容に必要な範囲で言及しておいた。
- (14) 御多忙中、貴重な時間を割いて下さった米橋教授に心から感謝申し上げます。また、遅きに失するが、この場を借りて川島教授に感謝の意を表したい。
- (15) 「戸籍法/座談会1」(本稿末尾の略語表参照) 三四頁に拠れば、小俣は一九四六年一月から翌二年一月まで司法省(後の法務庁・法務省) 民事局に在籍している。
- (16) 命名は、竹下史郎教授による。この文書は、竹下教授と共にこの史料を管理しておられる唄孝一教授の御厚意で閲覧させて頂いた。この場を借りて唄教授、竹下教授に心から感謝申し上げたい。
- (17) この資料も、利谷信義教授の御紹介により、唄教授・竹下教授の御厚意で閲覧させて頂いた。感謝申し上げます。
- (18) 「戸籍法」「民事法」か否かの議論は今一旦措く。ここで言うのは、民事法(具体的には民法)との関連で戸籍法改正史を扱った、ということである。
- (19) 「G H Q」の語を、本稿でいかなる意味に用いるかについて、以下を予め断っておきたい。
- この点が重要なのは、一方では当時の日本側の法改正関係者の多くが、用語上も発想上もG H Qの内部部局を必ずしも個別に分離して捉えていなかったにも拘わらず、他方で改正内容によってはG H Q内部に対立があったため、内部部局の個別分離的扱いが要求されるからである。
- 第一に、憲法改正については、マッカーサー自身が関わっており、またG Sが特に改正初期には、ほぼ排他的に主導したことから、一章をはじめ、本稿全般を通して「G H Q」という時には、「マッカーサーをトップとする総体としてのG H Q、及び改正を担当した部局としてのG S」を指す。
- 第二に、民法改正乃至「家」制度改廃(方針)との関係では、次の二点に留意すべきである(詳細は第二章に譲る)。即ち、日本側関係者の多くは主観的に、G SとC I & Eを一体として「G H Q」と捉えていること、その一因として実際にG H Q側でも、組織上、民法改正の権限はG Sにあり、C I & Eにはないにも拘わらず、G Sは、G SとC I & Eの連携を重視していたこと、である。従って、

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(一)(和文)

民法改正との関連で（主に二章で）敢えて「GHQ」と言う時は、これは、「主にはGS、副次的にCI&E」を意味するが、必要に応じて、GS・CI&Eの語を使い分けることは言うまでもない。

第三に、戸籍法改正過程では以上とは異なり、三・五章に述べる通り、GSとPHWは、人口動態調査をめぐる改正において尖鋭な対立を見せており、「GHQ」という用語は分析道具としては機能しない。そこで、GS・PHW（及び、関与の度合は低いが、場合によりCI&E）等、用語も細かに使い分ける。

(20) その作業の本質的一環として、ある程度先行研究が取り上げていた民法改正過程に関するGHQ側一次史料を、更に可能な限り広範囲に調査し、整理した（二章参照）。また、以上の作業により、本稿が戦後占領史の全体像の解明にも僅かなりとも貢献するところがあるならば幸いである。